

議案第 70 号
議決第 号

始良市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の件

始良市子ども・子育て会議条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）6月17日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

始良市子ども・子育て会議条例（平成26年始良市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「子育て支援課」を「子どもみらい課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。